

産業廃棄物規制に法的ズームイン

「第3回 ポリスと産廃」

北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長
KITAMURA YOSHINOBU

1960年京都市生まれ。専攻は、環境法学、行政法学、政策法務論。廃棄物処理法に関する著書として、『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規出版、1998年）、『揺れ動く産業廃棄物法制』（第一法規出版、2003年）、『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ビレッジ、2007年）、『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）。最近は、絶対的資源制約時代において、持続可能な社会を支える循環法制度のあり方に強い関心を寄せている。自治体環境法の定番テキストである『自治体環境行政法〔第9版〕』（第一法規）を、2021年9月に刊行した。



1. 警察組織と刑事捜査

(1) 司法警察職員

前回の夏号では、廃棄物処理法第5章が規定する刑罰規定について、その変遷や検挙状況を概観した。今回は、捜査をする警察の活動にズームインして解説する。

刑事訴訟法189条1項は、「警察官は、…司法警察職員として職務を行う。」と規定する。同条2項は、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」（同条2項）と規定する。刑事訴訟法によって犯罪捜査の権限を与えられた人、それが司法警察職員たる警察官である。

警察組織には、事務を担当する事務職もいるが、その大半は公安職である。廃棄物処理法をはじめ、罰則が規定されている環境法違反事犯を捜査する部門は「環境警察」と称される。産業廃棄物事犯を捜査する場合には、より狭く「産廃警察」と呼んでもよいだろう。

(2) 狭義の警察官と広義の警察官

日本には、実に多様な警察官が存在する。全体を「治安関係機関職員」と整理するならば、具体的には、検事、警察官、海上保安官、労働基準監督官、麻薬取締官（取締員）、税関職員、自衛隊警務官、漁業監督官、入国警備官などがある。海上保安官以下は、限定された範囲（場所、法令）において職務

権限を有する。「一般司法警察職員」である警察法が適用される警察官との対比で、「特別司法警察職員」と呼ばれる。

環境警察という枠組みでとらえると、都道府県警察の警察官のほかに海上保安庁の海上保安官も、現実に不法投棄事件を検挙している。海上保安庁の所掌事務は広いが、そのなかには「海の警察」という側面もあり、陸側の第一橋梁までの海上で発生した犯罪についての捜査権限を有している。たとえば、陸上から海に廃棄物が不法投棄された場合、地理的には全世界をまたにかけた捜査が可能である^{※1}。

(3) 警察庁と警視庁

(a) 階級社会

「通常の警察」についても、全国的観点から企画を担当するである警察庁と執行を担当する都道府県警察がある。いずれも警察法に規定されている。とくに、警察庁と警視庁は混同されやすい。警察庁は国家公安委員会のもとにある国の組織である。警視庁は「東京都警察」である。警察庁の警察官は国家公務員であるが、警視庁の警察官は地方公務員である。都道府県警察は、都道府県公安委員会のもとにある。

階級は共通している。警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長、巡查長、巡查の10階級である（警察庁長官には階級はない）。下から4つまでで、全警察官の約97%を占

※1 海上保安庁のウェブサイトには、「海上保安庁は、…港内等における油等の不法排出事犯や廃棄物等の不法投棄事犯を把握するとともに、航空機の広域監視能力を活用し、外国船舶による油等の不法排出行為の監視を効率的に実施するなどして海上環境事犯の取締りに取り組んでいます。」とある（www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kankyoku/kaijoujihan.html）。

める。したがって、警部以上は「超エリート」である。藤堂俊介（太陽にほえろ!）、杉下右京（相棒）、銭形幸一（ルパン三世）、目暮十三（名探偵コナン）は偉く、古畑任三郎、青島俊作（踊る大捜査線）は「もう一歩」なのである。都道府県警察官は地方公務員であるが、警視正になると地方警務官という国家公務員となる。ちなみに都道府県警察の警察官には、所定の勤務年数を経れば、警視になるまで、昇任試験の事実上の受験義務がある。

（b）多様な任務

警察その任務について、警察法2条1項は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその任務とする。」と規定する。1954年制定の同法には、当時の世情が反映されている。

都道府県警察の組織は、多様な職務を担当する。現在では、①警務（総務）、②生活安全、③地域、④刑事・組織犯罪、⑤交通、⑥警備・公安、⑦情報通信といった部門がある。産廃警察を含め、環境警察は②に属する。上記の任務でいえば、「公共の安全」の一類型と整理される。警察法16条2項は、「警察庁長官は、…都道府県を指揮監督する。」と規定する。組織法上、環境警察に関しては、警察庁生活安全局の生活経済対策管理官が、捜査の司令塔となる。

2021年度実績であるが、全国の警察官定員の総計は259,093名。最大の組織は、43,486名の定員を擁する警視庁である（16.8%）。これに対して、最小の組

織は鳥取県警であり、1,231名である（0.5%）。犯罪はどこでも発生するが、捜査能力という点では、残念ながら、都道府県により差があるのは事実である。

2. 捜査と起訴

（1）刑の執行までの流れ

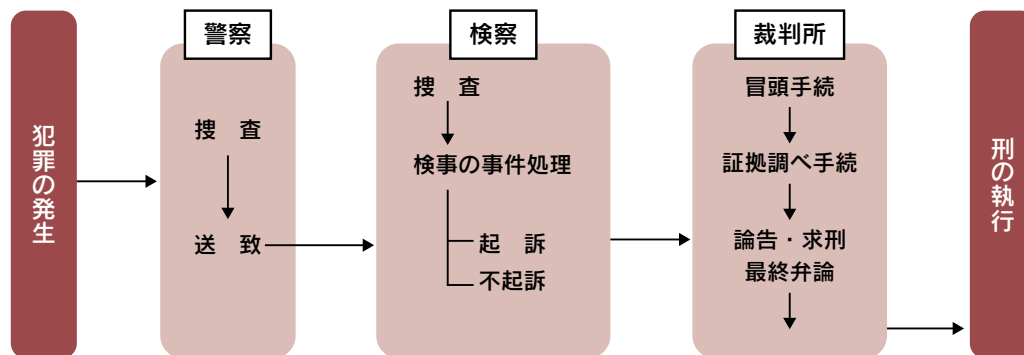
罰則は、裁判官が判決により科す。たとえば、「被告人を罰金1万円に処する。」というのが判決主文である。判決が確定した場合、懲役刑であれば取監され、罰金であれば徴収される。刑事訴訟手続の流れを示すと、【図1】のようになる。

この長期間にわたるプロセスの最初の部分で活躍するのが警察という組織であり、警察官という人である。廃棄物処理法でいえば、検察が直接捜査をすることはまずないから、同法第5章に規定される罰則適用のボタンを押す実質的な決定権限を持っているのが警察といってよい。

警察官の任務は捜査であり、それを終了すれば、検察官に引き継ぐ。刑事訴訟法は、「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、…速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」（246条）と規定する。

（2）警察官と検察官

同法によれば、「検察官と都道府県公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に関し、互に協力しなければならない」（192条）。これだけをみれば、「対等」なのかと感じる。ところが、すぐそのあとの条文には、「検察官は、その管轄区域により、司法警



〔出典〕北村喜宣『環境法〔第2版〕』（有斐閣、2019年）255頁〔図表12.2〕。

図1 刑事訴訟手続の流れ

察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる。」(193条1項)とあり、指示に従わない警察官は罷免・懲戒されうる(194条)。その力関係は明白である。

警察が独立して捜査をし、「あとはよろしく」と検察に引き継ぐわけではない。警察は、捜査の一定の時期から、検察官と密接に連絡を取ってその指示を仰ぐのである。「公訴の提起」(=起訴)をする権限は、検察官にしかない(247条)。この権限を持つ検察官の存在は、環境に深刻な影響を与えた「悪いヤツ」を厳罰に処したいと考える警察にとっては「絶対」である。

組織で活動する警察と比較すると、検察は「検察官個人」の裁量が大きい。担当検察官のご機嫌をそこねたら大変である。検察官のなかには、いかにもこの事件はやりたくないという態度をあらわに示す者もいる。「あれを調べろ、これを調べろ」と指示して時間を稼ぎ転任を待っている(と警察が感じる)事例もある。それとは真逆に、イケイケで警察のお尻をたたくような者もいる。「検察官は人次第」「事件半分・人半分」。これは、警察官の一般的認識である。

3. 宿命の選択的執行

犯罪捜査は、警察官が単独でするわけではない。テレビドラマでお馴染みであるが、警察本部あるいは現場署の課長なり係長なりが指揮官となり、チームとして実施される。テレビドラマでは、捜査員たちはひたすら同じ事件を追いかけている。しかし、現実の捜査はそうではない。

捜査が数日で終了して送致ができるならば、次から次へと処理すればよい。ひとつの事件に集中することも可能であろう。ところが、通常、捜査期間は相当に長くなる。廃棄物処理法事犯をはじめとする環境事犯を担当するのは、都道府県警察本部においては生活安全課ないし生活経済課であるが、この課は、それ以外にも、ヤミ金、サイバー、風俗などの

事件(いわば、「その他犯罪」)に対応している。

事件は警察を待ってくれない。警察本部の課長は、どの事件を取りあげるかの判断を迫られる。環境犯罪捜査の基本は、「選択・集中・連携」といわれる。「違反即検挙」という方針ではない。必然的に、「選択的執行」になる^{※2}。また、どの捜査員をどの事件の担当にするかも決定しなければならない。各人の「手持ち事件」の件数がどれくらいあるかは不明であるが、「片手」ほどは持っているのではないだろうか。告発がされたとしても、実際にはそれを受け付けず、行政対応を優先させる(行政に情報提供をして対応を求める)という処理がされる場合もある^{※3}。

4. 環境事犯の捜査(その1): ダイコー事件

ところで、環境事犯の捜査は、どのようにして行われているのだろうか。以下では、廃棄物処理業者が関与した2つの事件をみることにしよう。最初は「ダイコー事件」である。「ココイチ・ビーフカツ事件」といった方がわかりやすいかもしれない^{※4}。

(1) 事件の概要

本件は、産業廃棄物処理業者であるダイコーらが、カレーショップであるCoCo壺番屋から処分の委託を受けた冷凍ビーフカツを適正処分することなく横流しし、約5,500枚が仲介業者を経て、Aマートアブヤスの2店舗などで、食品として販売された事件である。無許可で食肉販売業を営んだ食品衛生法違反(無許可販売)のほか、当該食品廃棄物全量を最終処分したと電子マネーフェストシステムにより偽装報告した廃棄物処理法違反(電子マネーフェストの虚偽報告)、CoCo壺番屋から廃棄物処理費用を詐取した詐欺、当該冷凍ビーフカツが異物混入の疑いがあるために廃棄物として処理委託された食品廃棄物であることを秘して食品として販売した詐欺の容疑で、愛知県警および岐阜県警は、法人としてのダイコーおよび被疑者3名を検挙した。

※2 北村喜宣「産業廃棄物の不法投棄をめぐる環境行政と環境警察の活動」同『行政執行過程と自治体』(日本評論社、1997年)91頁以下・129頁。

※3 刑事訴訟法242条は「司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない」と規定し、「受けない」という裁量を与えていない。しかし、現場においては、これはタテマエにすぎない。

※4 この事件に関しては、多くの論評がある。筆者が参照できたものとして、『[特集]食品廃棄物不正転売事件』いんだすと31巻6号(2016年)所有の各論稿、石川雅紀「ダイコー事件と排出者責任: CoCo壺番屋は被害者か?」月刊廃棄物2016年7月号30頁以下がある。

(2) 捜査の特徴

本件の認知は、2016年1月12日であった。愛知県警一宮警察署に対して、CoCo壺番屋から、「廃棄処分したはずの食品がスーパー店頭で販売されている」との通報があった。開封前の状態をよく知る同社の従業員が、「あのレストランの味」「140g 5枚入り税抜398円」などと表示された宣伝プレートの下に積まれた自社製品の冷凍ビーフカツを発見したのである。

この通報を愛知県警がどのように受けとめたのかは定かではない。しかし、わずか2日後の1月14日、捜査員約60人の大掛かりな体制を整えて、関係箇所への家宅捜索（ガサ入れ）を実施したのは、事件としての深刻さを直感したからであろう。この60人は、ずっとヒマにしていたわけではない。短時間にこの人数をかき集めたというのは、この事件に対する両県警の関心の高さが推測できる。CoCo壺番屋が記者会見をして大騒ぎになったことも、影響しているだろう。

なお、このときの容疑は、形式的違反が明白な（要するに、捜索差押令状をとりやすい）廃棄物処理法のもとでのマニフェスト虚偽報告（12条の5第2項、29条12号、32条1項2号（2017年改正前））であった。事件の全容解明には、何とんでも証拠が重要である。「ハードルの低い」容疑でガサをかけ、たんまりと証拠を収集する。白い手袋をした捜査員が何箱もの段ボール箱を持ち出す、あの光景である。

さらに、1月20日には、関係者が所在する愛知・岐阜の両警察が合同捜査本部を設置し、警察庁の指示も得ながら、統一した指揮系統のもとに捜査を推進した。その結果、2016年7月12日、被疑者3名を食品衛生法違反および詐欺で逮捕、8月1日には、被疑者3名を廃棄物処理法違反および詐欺で再逮捕するとともに、法人であるダイコーを廃棄物処理法違反で書類送致した。

食品衛生法違反の無許可販売の刑罰は、2年以下

の懲役または200万円以下の罰金である（52条、72条1項）。ところで、警察には、「悪質な事案に対しては、より重い処罰を」という意識が強くある。詐欺罪での立件をしたのは、そのためである。一般刑法犯である詐欺となれば、10年以下の懲役である（246条1項）。そこで、捜査本部では、牛肉を出荷する牧場からビーフカツ製造に至る全過程を緻密に裏付け、いわゆる規格外品が発生せず、廃棄処分される製品以外を被疑者らが入手しえないことを立証したのである。

(3) 判決

名古屋地判平成28年12月16日は、ダイコーの会長を、詐欺、食品衛生法違反（無許可営業）、廃棄物処理法違反（電子マニフェスト虚偽記載）の罪により、懲役3年（執行猶予4年）、罰金100万円に処した。さらに、法人としてのダイコーについては、廃棄物処理法違反（電子マニフェスト虚偽記載）により罰金50万円に処した。

そのほか、名古屋地判平成28年12月20日は、スーパーに卸していたみのりフーズの元実質経営者を懲役2年6月（執行猶予3年）・罰金50万円に処した。名古屋地判平成29年1月27日は、転売に関与していた卸売業ジャパン総研の関係者を懲役2年6月（執行猶予3年）に処した。

5. 環境事犯の捜査（その2）：熊本清掃社事件

同じく愛知県警が検挙したのが、熊本清掃社事件である。実は、この事件の摘発の直後、筆者は、環境省幹部と会う機会があった。「優良産業廃棄物処理業者として認定されているのに許せない」と、実に悔しい表情をしていたのが印象的であった。産業廃棄物処理業者のいわば「お手本」となるべく認定を受けた優良業者^{※5}に何があったのだろうか^{※6}。水質汚濁防止法違反の事例であるが、同法違反は廃棄物処理法の義務的取消しの事由となっている（14条の3の2、14条5項2号イ・ニ、7条5項4号ニ、

※5 優良認定制度については、北村喜宣「廃棄物処理法制定50年に向けての優良産業廃棄物処理業者認定制度の展開」同『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）157頁以下参照。

※6 この事件に関しては、芝田麻里「水質汚濁防止法と廃棄物処理法：食品リサイクル工場の工場排水の公共用水域への排水行為について」いんだすと34巻3号（2019年）56頁以下参照。

施行令4条の6第4号) ために取り上げる。

(1) 事件の概要

本件は、食品リサイクル工場の運営会社であり産業廃棄物処理業も営む熊本清掃社が、食品廃棄物をたい肥化する工程で発生した汚水を処理せずに、水質汚濁防止法や愛知県条例（水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例）のもとで遵守を求められている基準を超過するアンモニア含有汚水を、違法配管を設置するなどして未処理で名古屋港に排水した排水基準違反の事件である（12条1項、31条1項1号、34条）。当該リサイクル工場は、産業廃棄物である動物性残さと事業系一般廃棄物である食品残さを受け入れていた。愛知県警は、水質汚濁防止法違反容疑で、熊本清掃社の社長ら2名を逮捕するとともに、同社を書類送検した。

(2) 捜査の特徴

愛知県警が本件を認知したのは、内部通報であったようである。それを端緒に、違法排水がされている夜間にボートを使った地道な秘匿採水が継続され、違反事実の証拠が固められていった。なお、水質汚濁防止法違反の排水であるかどうかは、日本工業規格（JIS）にもとづく採水方法・運搬方法・鑑定方法を用いた検査による結果にもとづかなければならない。その検査結果を踏まえて違法排水の証拠を固め、捜索差押令状が請求された。ガサ入れは、違法排水がされている深夜の時間帯であった。

強制捜査を通じて入手した資料を解析した結果、排水は「深夜や雨天、満潮時に行う」というような詳細な指示が記された「水処理管理マニュアル」等が発見された。10年以上前から、排水基準違反の隠蔽工作を組織ぐるみでしていたと判断されたのである。

通常、水質汚濁防止法の排水基準違反事件は、略式処分で済まされる。ところが、本件では、犯行の悪質性、主犯被疑者の否認、長年にわたって恒常的に敢行された違反態様などに鑑みて、水質汚濁防止法事犯としては全国初の公判請求がされた。担当検事が積極的な姿勢であったことも影響しているようである。

違法行為は数えきれないくらいされていたであろうが、検察が選択したのは、2018年9月7日から11月30日までの間に5回にわたってなされた基準超過排水である。内偵を通じて証拠を固めることができた違反なのであろう。

ダイコー事件とは異なり、本件においては、端緒の把握からガサ入れまでの時間は、相当に長かった。それなりの捜査リソースを配分して証拠収集活動をしたのは、熊本清掃社が、国内最大級の処理能力を持ち、先進的なリサイクル関係施設の整備支援をする愛知県循環型社会形成推進事業費補助金を支給されるなど、大手の優良事業者であったことがあるだろう。同社は、名古屋市の約8割の生ごみ処理をしていた。それが組織的な未処理の違法秘匿排水を長年にわたって故意でしているというのであるから、捜査員の闘志に火が着くような事案であった。

(3) 判決

名古屋地判令和元年5月8日は、水質汚濁防止法違反で、元社長を懲役6月（執行猶予3年）に、熊本清掃社を罰金50万円に処した。これに先立ち、起訴された同社社員については、名古屋簡易裁判所で罰金50万円の略式命令が出されている。

ダイコー事件もそうであったが、本件も、反復継続して組織的・計画的になされた悪質性が高い故意犯である。それにもかかわらず、主犯格に関して懲役刑の執行が猶予されているのは、懲役前科がない、会社が破産手続に追い込まれるなどの「社会的制裁」を受けている、自力更生の機会を与えるのが相当というお定まりの理由からである。もっとも、6月・50万というのは、法定刑の上限であるから、厳しい判断が示されたといえる。

6. 「直流人事」

(1) 実績

ところで、冒頭で引用した警察白書の令和2年版は、「警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。」と語る。「引き続き」とあるように、この動きは、かなり以前からされている。自治

産廃行政現場の状況については、【図2】を参照されたい。環境省においても、不定期ながら、検察庁、警察庁、都道府県警察からの派遣・出向人事がされてきた^{※7}。

もっとも、情報交流についてはその通りであるが、人については、「交流」ではなく、警察から行政への2年の「直流人事」が通例である。最近では、すっかり定着している。産業廃棄物行政において、警察官は、なくてはならない存在になっている。

(2) 経緯と期待

筆者は、1990年代に、派遣・出向している警察官や嘱託として雇用されている警察官OBのヒアリング調査をした経験がある。当時の状況を紹介しよう^{※8}。

(a) 行政側の事情

行政が、警察官という「異物」を組織内に求める最大の理由は、その存在そのものである。行政指導を無視し、あれこれと主張して自らの違法行為を正当化する者が後を絶たなかった。手は出さないにしても、暴力的な対応は珍しくない。コトを荒立てないようにと穏便な対応をすると、相手方は図に乗って増長する。こうした者の扱いに慣れている警察からの派遣・出向者は、産業廃棄物行政の正常な執務環境の実現にとっては不可欠な存在である。

そのほか、不法投棄現場の検証ノウハウの提供も

期待されていた。関係者の割出しは、原状回復にとって重要である。現場に残された物証から原因者を突き止めるにあたって、警察官の捜査技術や取調技術は効果を十分に発揮するというわけである。

(b) 警察側の事情

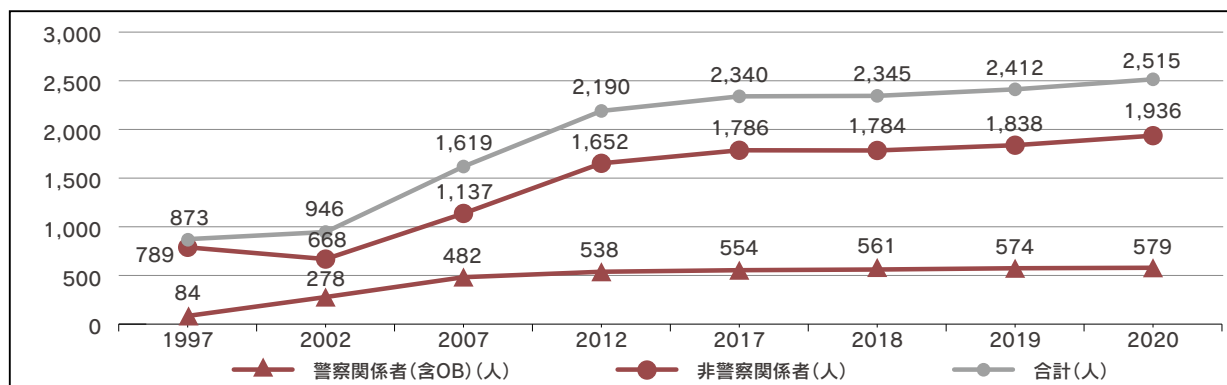
こうした人事直流は、警察にとっても意味がなければ実現しない。警察側の期待は何であろうか。

第1は、廃棄物処理法違反事犯が右翼や暴力団の資金源になっており厳格な対応が必要という認識である^{※9}。第2は、専門性が高いとされる廃棄物処理法の知識の習得や許可業者に関する情報収集が必要という認識である。第3は、行政から警察に相談がある違反事案は相当に進行してからとなっていたため、より早期段階での効果的な権限行使を行政に促す必要があるという認識である^{※10}。第4は、必要な証拠収集など告発にスムーズにつなげる行政対応が必要という認識である。

(c) 行政執行過程に与えた影響

筆者が調査したすべての産廃行政担当者は、「平穏な執務環境が回復された」と述べた。こうした人事は、地元新聞でも取り上げられる例が多い。「あそこには警察がいる」という情報は、すぐに伝達されるのだろう。その厳格な対応により、違反者の姿勢にも大きな変化が観察されている。

厳格な行政対応に向けての積極的なアドバイスも



【出典】環境省資料・警察庁資料をもとに筆者作成。

図2 不法投棄の監視・指導担当職員等配置件数の推移（警察関係者・非警察関係者別）

※7 「派遣」の場合、警察官の資格は保持されたままである。「出向」の場合、行政がポストを用意するため、警察官の資格は喪失する。公安職でなくなるため、給与は減額となる。

※8 北村喜宣「警察官の派遣・出向と行政執行過程：産業廃棄物行政の最近の動向」同『行政の実効性確保』（有斐閣、2008年）205頁以下参照。

※9 警察庁（編）『平成11年度警察白書：国境を越える犯罪との闘い』（大蔵省印刷局、1999年）110頁、神谷博幸「環境犯罪への取り組みについて」いんだすと14巻8号（1999年）2頁以下・3頁、片岡義篤「環境基本法の制定と環境事犯に対する警察の対応について」警察学論集47巻2号（1994年）31頁以下・43～45頁参照。

※10 坂井孝行「環境犯罪対策推進計画について」警察公論54巻8号（1999年）22頁以下・26頁参照。

されているようである。もっとも、それは行政処分件数の増加につながってはいない。しかし、適正処理が実現できればよいのであるから、そのための手段が行政処分である必要はない。とにかく何かを指示するだけの行政指導ではなく、履行完了までを厳しくフォローする行政指導となっているため、それなりの効果があがっている印象を受けた。原状回復に至るまでの時間が短縮されているようであった。

かつて新潟県警から同県上越保健所環境課に出向していた警察官は、在職時を振り返って、以下のよう

に述べている^{※11}。

法律に即し、的確な行政処分と許可のない業者に対する告発を行ったことで、業者が行政を甘く見ることが無くなり、当初あった「このくらい何とかありませんか。」といった言動が無くなった。また、行政の指導に従うようになった。

かつての「今まで処分したことがない。」「廃棄物が残るのでは無いか。」「訴訟になるおそれがある。」とかの理由で告発や行政処分に消極的であった時と比べ、不良業者が排除され、業者に適正処理が当然との意識が強まった。

(d) 公野の用心棒

派遣・出向警察官から行政が組織的にノウハウを修得して、いずれはそれなくしても業務を実施できるようになるのが理想なのかもしれない。しかし、【図2】にあるように、こうした人事が現在においても継続されていることに鑑みれば、産廃行政現場におけるニーズは、依然として高いのだろう。彼らはまさに、頼りになる「公野（公務分野）の用心棒」である^{※12}。

なお、現職警察官の場合、2年ローテーションが原則である。ところで、筆者は、警察庁警察大学の警部任用科講師を長年務めている。全国の都道府県警察から集まる約100名の研修生警部に対して「産廃行政に派遣・出向経験がある者」と問うと、毎回、5名くらいの手があがる。彼らに「もう一度行きたいと思うか」と問うと、決まって「もうこり

ごり」という。「人種」や「文化」の異なる組織における仕事は、相当にストレスがたまるのであろう^{※13}。ボヤキのようなエピソードを多く耳にした。

それにもかかわらず、こうした人事は、相当長く継続している。そうであれば、行政が警察のノウハウを組織として学べばよいようにも思われるが、職員の人事異動によってそれが組織に定着しないようである。警察官が出向するたびに「リセット」されるとすれば、警察側も気合いが入らないだろう。産廃行政側には工夫が求められる。

7. 警察と行政

産廃警察と産廃行政は、それぞれが別の法律を執行しているのではない。廃棄物処理法と同じ法律を、別の組織的観点から執行しているのである。その目的は、1条が規定する「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」にある。

いかなる協力関係のもとにそれを実現するか。これは、1970年の法律制定以来の課題であった。人事直流というのは、ひとつの到達点である。50年を経過し、今後それがどのように展開するのか。研究者としても楽しみである。

【追記】本稿は、JSPS科研費（課題番号19H01438）による研究成果の一部である。

※11 上越保健所環境課『廃棄物行政の歩み』（2002年2月、非売品）参照。上越保健所に関しては、いんだすと編集部「産廃Gメンの3年間にわたる戦い：上越保健所の先駆的な事例 適正処理への布石敷く」いんだすと17巻5号（2002年）37頁以下も参照。

※12 北村喜宣「産廃廃棄物行政における人事交流：公野の用心棒!？」同『環境法雑誌帖』（環境新聞社、1999年）99頁以下参照。

※13 北村喜宣「産廃廃棄物不法投棄事犯に対する警察の対応」いんだすと16巻11号（2001年）14頁以下・16頁参照。